

県産米地域内消費拡大支援事業

３次募集（補助金）のご案内



消費者が魅力ある県産米を安心して安定的に購入できる体制を構築し、
地域内消費拡大を促進するため農産物直売所における小型精米機等の購入に係る費用を補助します！

① 支援内容等

農産物直売所（以後、直売所）において、県産米の販売機能を強化するため、小型精米機等を導入することに係る経費

補助金額

補助率１/２以内、上限額 **500,000** 円（税別、税対象外）

補助対象経費

小型精米機等の機器本体の購入、設置に必要な付帯工事、設置に伴う付属設備の整備に係る経費

② 支援対象者

※
県内に所在する直売所の設置者又は運営主体で、県産米の販売促進に取り組む者

ア　県産米の販売機能向上を図るため、小型精米機等の導入を行う者
イ　補助金の適正な執行を行う能力を有する者
ウ　法令又は条例に違反し、または公序良俗に反する行為を行っていない者
エ　その他、知事が補助事業者として適当と認める者

※直売所：複数の生産者が構成する団体及び組織が農産物や加工品を販売する施設

③ 申請書受付期間･申請方法

令和８年 11 月 12 日（木）～令和８年 11 月 30 日（月）まで

＜提出書類＞

１　交付申請書（様式第１号）
２　見積書や仕様書（カタログ）、別表１に定める評価項目及び配点基準に係る積算根拠資料
３　確認書及び同意書

※１、２、３を持参、郵送、電子メールいずれかの手段により、農産物マーケティング室に提出してください。
（郵送による提出も、11 月 30 日（金）必着とします。）

申請に必要な書類、補助金の詳細は、ホームページよりご確認ください。

URL：https://www.pref.nagano.lg.jp/marketing/20260630.html

書類提出先及び問い合わせ窓口　受付時間：月曜日から金曜日９：00～16：30（祝日を除く）

※メールでの提出及びお問い合わせの場合は、件名を「県産米地域内消費拡大支援事業」としてください。

長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室（担当：藤木）
電話番号　：026-235-7217（直通）
メールアドレス：marketing@pref.nagano.lg.jp

長野県